三池闘争に関する刑事弾圧裁判闘争の終結にあたって

声明

一、国家権力は二百名にもおよぶ多数の組合員・主婦を起訴し、大量の逮捕者をだすことによって力で三池争議の圧殺を図った。

だが三池争議は弾圧をはね返し断固として英雄的に闘い抜かれ、裁判闘争においても幾多の成果をおさめて権力の意図を粉砕した。

二、われわれは被告団がこの闘いの先頭にあって九年にわたり、一致団結闘い抜いたその闘魂に多大の敬意を表する。同時にこの闘いを三池争議以来、一貫して支えた全国の数多くの仲間に心から感謝を捧げる。

三、われわれを弾圧した権力は四百五十八名の労働者を虐殺し、八百余名の労働者をきづつけた。三川鉱大災害における会社幹部の刑事責任をついに追及することなく終わった。

われわれは、このような権力の反労働者的態度を断じて許すことはできない。

四、刑事弾圧裁判の一応の終結にあたり、日本労働者階級は三池闘争が正義の闘いであったことを歴史の中で必ず確認して行くであろうことを確信するとともに、全産業にわたっていまなおかけられている幾多の刑事弾圧に対する闘いを強めるとともに、現地における組織攻撃との闘い、不当解雇に反対する法廷の闘いを一層強化することを宣言するものである。

一九六八年七月二八日

日本労働組合総評議会
日本炭鉱労働組合
三池炭鉱労働組合
総評弁護団

保安要求に出勤停止（宮浦）

鬼ガ島に島ながし（本所）

強まる第四次合理化の露払い

宮浦では会社側はこのほど三池労組に対して、五月二十九日宮浦鉱で行なわれた保安要求抗議行動に参加した組合員三十名に対して、つぎのような処分を申し入れてきた。

十五日間の出勤停止　四名
十日間の出勤停止　六名
けんせき処分　二十名

これは、さる五月二十七日から三日間に四回も宮浦鉱で落盤事故が起こり、つづいて三十一日には新労組員の森田平司さんと三池労組員の高橋盛吉さんがたてつづけに落盤でケガして入院するという連続災害がおこった。

これに対して会社側は、何の対策もしないばかりか、落盤がつづいた坑場から仕繰工を五名も配転しようとさえした。

このような会社に対策をただしに行った組合員に、会社側は「会うわけにはいかん」といって、ピケを張ってしめ出すという暴挙を行なった。

怒った組合員は、自然発生的に抗議の座り込み（二十四時間）にはいったもので、会社側はその行為を「業務阻害」という口実で弾圧してきたものである。

本所では

三井天領病院に勤務する二人の看護婦さん（三池労組員）を、会社側は七月二十五日付けで強行配転してきた。

中島さんは病院の転制から数回にわたって新労への加入用紙をつきつけられ、脅迫にひとしい押印をせまられていたが、これをキッパリと断りつづけていた。会社側はこのような中島さんの態度に、卑劣なシッペ返しを行なってきた。

同じく強制配転をうけた西山さんは、看護婦本来の仕事ではない薬価請求書作成の残業をおしつけられてきた。今年の四月、西山さんの小さな事務上のまちがいがあったことを、会社側は転場全員の前で宣伝し、三池労組員であることを理由に、イヤガラセを行なった。その後西山さんは、そのような残業を拒否してきたが、会社は「鬼ガ島」と悪名たかい四山診療所に西山さんを強制配転してきた。

四山診療所では、三池労組員を徹底して「村八分」あつかいにしいままで同所に配転された三名のうち三名が退転している。

西山さん、中島さんも会社はシゴキにかけながら、ティのいい首切りをしようとしているのだ。

ただちにカンパ活動

北炭平和鉱の大災害

七月三十日午前四時ごろ発生した北海道平和鉱（北海道夕張市平和六）の坑内火災は切羽にとじこめられた三十一名全員が火焔と煙にまかれ、CO中毒死をした。この報が入った三池山元では三十一日午前八時から、おりから金受け日でもあるためヤマ関係では金受け場の近くで、本所、港務所の事業所関係では各現場でただちにカンパ活動に入った。

また、同日午前十時からはCO患者家族の会は大牟田、荒尾市内三ケ所で街頭カンパ、ビラまき活動に入った。

三池労組では新労組、組夫、さらには両市民によびかけたカンパをただちに平和労組におくるほか実状調査員を派遣してまたくり返えされた合理化の犠牲に、救援と抗議を行なう予定である。

三川大爆発以後の大災害はつぎの通り

昭和四十年二月　夕張炭鉱ガス爆発、死者六十二人
昭和四十年四月　伊王島鉱ガス爆発、死者三十人
昭和四十年六月　山野鉱ガス爆発死者二百三十七人
昭和四十一年八月　松島鉱坑内火災、死者五人
昭和四十二年九月　三川鉱坑内火災、死者七人、CO中毒患者多数
昭和四十三年一月　美唄炭鉱ガス爆発、死者十六人
昭和四十三年五月　同じく美唄炭鉱山ハネ事故、死者十三人
昭和四十三年五月　新田川炭鉱ガス突出、死者三人、CO中毒二十四人
昭和四十三年六月　滝口炭鉱炭じん爆発、死者六人

傷を背負う40万人

特別措置法も焼け石に水

23年目迎える被爆者

「安らかに眠ってください。あやまちは繰り返しません」ときざまれた広島の原爆慰霊碑。戦後二十三年目の〝ピカドン〟の日も近く、また何人かの過去帳が……。生き残った被爆者にとっても戦後は終わっいません。

厚生省の実態調査（昭和四十年）では、被爆者手帳をもっている人が二十三万二千四百十二人、手帳の交付を受けていないが、被爆者であることを申告した人が四万五千五百四十三人。未申告者などを含めると被爆者は三十五万～四十万人と推定されています。最近は、沖縄二百四十五（県原爆被害者連盟調べ）。〝韓国〟千五百八十人（韓国原爆被害者援護協会調べ）の存在もわかってきました。

影響深刻な「被爆二世」

被爆者に共通しているのが原爆ぶらぶら病とよばれるえたいの知れない病状。「無理がきかない」「だるい」「疲れやすい」―他人にわかってもらえぬ苦痛をかみしめて被爆者は生きてきました。昨年八月、朝日新聞社の行なった被爆者調査（五百人）では「病気がち」が二九％あり、貧血症と老人の高血圧が多くなっています。

「被爆二世」の問題も深刻。朝日の調査では、孫が奇形（広島・女・六十七才）などの報告があります。ことし二月、広島市の名越史樹（ふみき）君が白血病で死にました。母親の操さんは十六のとき広島市内で被爆したのです。

生活面でも、同じ朝日の調査では四畳半に六人がすし詰めの生活を続ける一家（大阪）など、被爆前より「生活が苦しくなった」が調査対象の四分の一近く。前記厚生省の調査では、全被爆者の二・二％にあたる六千人が就職のとき差別を受け、二・六％の七千人が結婚できなかったと答えています。

これまで国の援護対策は「医療健康診断の費用はみよう。生活面では生活保護で救済」という方針。被爆者救済の法律はこれまで「被爆者医療法」（昭和三十二年）があるだけでした。年二回、指定医療機関での無料健康診断では原爆ぶらぶら病の実体はつかまれません。

援護法要求する被爆者

ことし五月、①特別手当二万円②医療手当五千円　③健康管理手当三千円　④介護手当九千円支給などを盛りこんだ「被爆者特別措置法」（九月実施）が成立しました。ところが、東京でも、一万円もらえる人は六千二百人の被爆者のうちわずか四十八人だけ。原爆投下の責任がアメリカにあることは明らかですが、日本政府はサンフランシスコ平和条約で、賠償請求権を放棄しました。「当然、日本政府が補償の義務をもつはず」というのが被爆者の主張で、被爆者の全生活の補償をする「原爆被害者援護法」の制定を要求してたたかっています。【KNA】

会社回答全く誠意なし

CO・遺族交渉（第二回）の経過について（要旨）

七月二十四日行なわれたCO・遺族問題に関する山元交渉で、会社側はつぎのような回答（カッコ内）を行なった。

A、CO・遺族関係について

【転場復帰者関係について】

イ、配転料の支給について（協定にしたがい支払うが、近い内に坑内に転転すると思われる者については一応棚上げしておきたい）

ロ、アフターケアーに対する取扱い（いままでの分はその通りとし、新アフターケアー基準にもとづき医師の診断により月一～二回としたい。なお、週一回以上の賃金の不払いの分については、実情により処理したい）

ハ、転場造成について（今週で訓練の終了する二十一名については、三川鉱柵内に配置する。なお、人事係の社宅内外特の仕事、竹みす工場、金網工場に各三～五名配置する。また、それぞれの勤務場所に直出すること）

ニ、前收の補償について（中央交渉との関係もあり、できない）

ホ、四十二年度分特休の支給について（最低六十六の過去の支給分で了解してくれ）

ヘ、その他（退転を希望する者については、申し出であれば協定期間内としてとりあつかう）

【停年延長者および停年退転者について】

イ、福利厚生、医療施設の利用について（保険料を支払えば従来通り、停年退転者の利用はできない）

ロ、長期傷病給付者のとりあつかい（協定書通り以外にはできない）

ハ、健保等級のスライドおよび同転平均への修正について（停年者についてはできない）

ニ、就転のあっせんを行なうこと（申し出があれば努力する）

ホ、停年退転者に特別餞別を支給すること（できない）

【特別リハビリ入所者について】

イ、転名は変更せず、公傷に準じてとりあつかうこと（坑外特務として転名を変更し、配置転換料を支払う）

ロ、入入所者についてのとりあつかいは万訓当時と同様とする（同様とすることはできない）

ハ、転場に復帰する場合のとりあつかいについては、従来と同様とすること（今回のとりあつかい通りとする）

ニ、公傷と同様の賃金補償を行なうこと（中央交渉との関係でできない）

【九・二八関係のとりあつかい】

イ、上層三六卿、五〇御関係の患者に対して、諸とりあつかいをCO患者として行なうこと（しばらく検討させてもらいたい）

ロ、遠隔病院入院者にたいする本人、家族の交通費支給のこと（実態により処理する）

ハ、リハビリのための用具、運動衣、靴の支給について（検討する）

B、遺族関係について

1、待期手当の基準改訂および適用者追加について（基金管理委員会を二名あてにて早急に発足し、3項とともに直ちに協議したい）

2、両工場の労働条件について（十分ではないが努力して来たし、こんども努力する）

3、生活困窮者の救済基準について（1項と同時に進めたい）

4、遺族を直轄採用せよ（両工場もできているので、了解してくれ）

5、組夫の厚生年金見合額支給について（三井鉱山十五万円、三池五万円で了解してもらいたい）

6、両工場の保育園について（該当者は逐次減少するが、必要性は認めるので、変更する場合は組合と十分相談する）